

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>123</sup>〕法人税 その46

## 使用人未払決算賞与の 損金算入要件及び時期

**Q** . 当社は3月決算法人です。今期は従業員の頑張りにより利益が出る見込みのため、従業員に決算賞与の支給を考えています。資金繰りの都合上、3月末までには支給が間に合わず、実際の支給は翌期の4月20日になりそうです。決算では未払計上したいのですが、未払計上した決算賞与は当期に損金算入できるのでしょうか？

**A** . 法人が使用人に対して支給する賞与の額は、次に掲げる賞与の区分に応じ、それぞれ次の事業年度の損金の額に算入します。

(1) 労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与（使用人にその支給額が通知されているもので、かつ、その支給予定日又はその通知をした日の属する事業年度においてその支給額につき損金経理したものに限り。）

その支給予定日又はその通知をした日のいずれか遅い日の属する事業年度

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす賞与

使用人にその支給額の通知をした日の属する事業年度

イ その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をしていること。

(注1) 法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合のその支給額の通知は、ここでいう「通知」には該当しません。

(注2) 法人が、その使用人に対する賞与の支給について、いわゆるパートタイマー又は臨時雇い等の身分で雇用している者(雇用関係が継続的なものであって、他の使用人と同様に賞与の支給の対象としている者を除きます。)とその他の使用人を区分している場合には、その区分ごとに支給額の通知を行ったかどうかを判定することができます。

ロ イの通知をした金額を通知した全ての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払っていること。

ハ その支給額につきイの通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること。

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる賞与以外の賞与  
その支払をした日の属する事業年度

ご質問の場合は、上記(2)に掲げる賞与と考えられますので、(2)のイからハのすべての要件を満たす必要があります。

なお、会社の就業規則等において「支給日に在職する者のみ賞与を支給する」旨の条項を設けている場合がありますが、この場合、決算期末に使用人に通知を行い支給日までに退職した者に賞与を支給しなかったケースはもちろんのこと、結果的に退職者がいなかったため通知した金額を全額支給したケースについても、その通知した支給額について支給日までに退職した場合に賞与を支給しないとする社内規定を設けていたときは、支給額の通知の要件を満たさず、未払賞与について損金算入できないことが定められています。(法基通9-2-43)

これは、使用人賞与は原則として実際にその支払が行われた日の属する事業年度に 損金算入を認めることとし、未払賞与については、その内容から判断して実際に支払われたものと同視し得る、つまり債務が確定している状態にあるものに限り、例外的に 損金算入を認めることとしたものと解されます。

### 【アドバイス】

まずは貴社の賃金規定（賞与規定）を確認しましょう。

支給額の通知については、各人への通知は書面で行い、通知を受けた旨のサインをもらっておくとよいでしょう。

各人に銀行振込を利用する方法等により、決算日後1か月以内に支給した事実をあきらかにしておくといよいでしょう。

### 【関連法令等】

法人税法施行令72の3

法人税基本通達9-2-43～44

(税制委員会：小林秀子、麿秀行、大池明  
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)